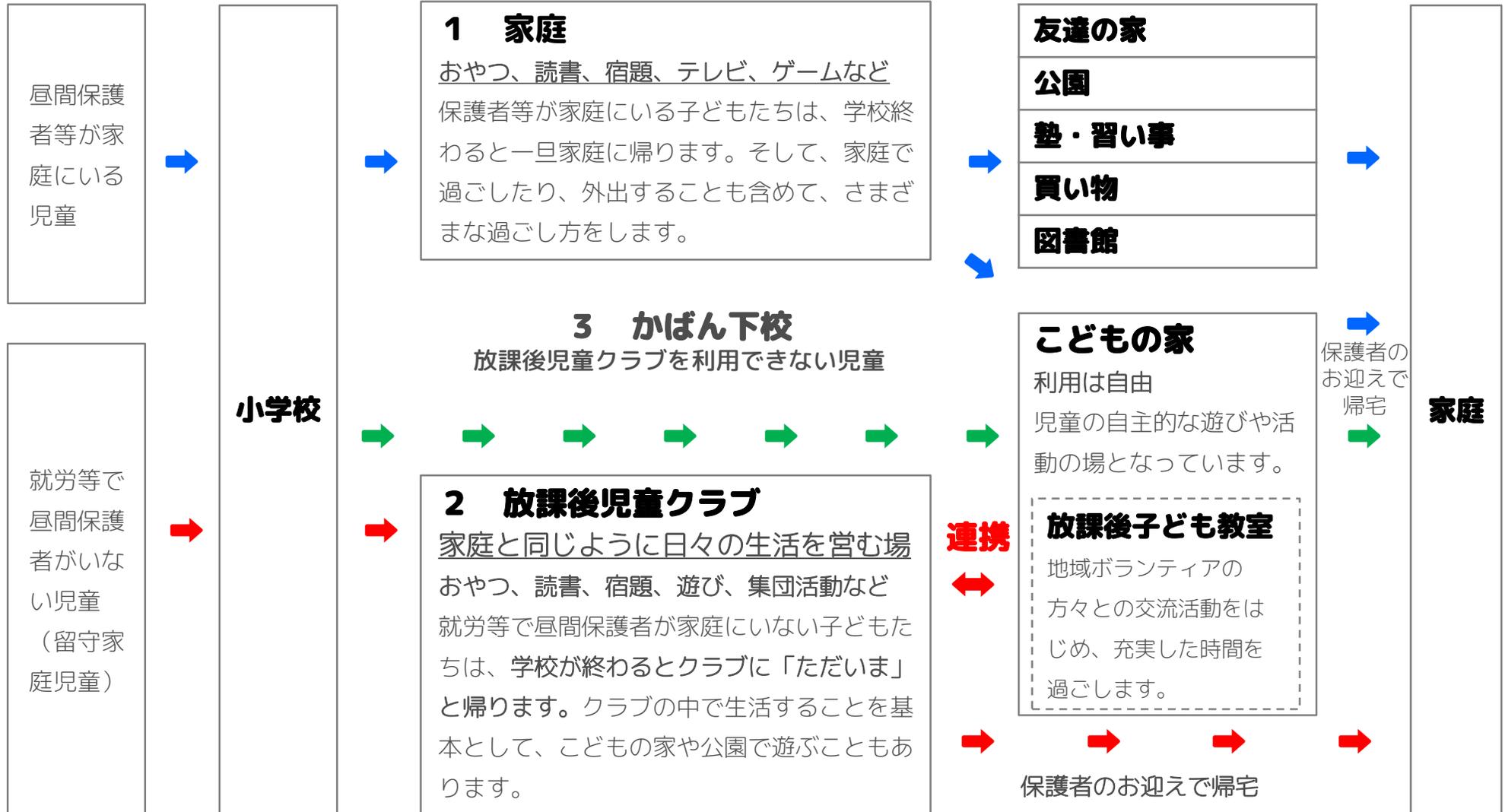


**平成30年度第1回
放課後子ども総合プラン運営委員会
会議資料**

平成30年7月25日
岡崎市役所東庁舎2階 大会議室

1 岡崎市放課後子ども総合プランについて

■児童の過ごし方



1 岡崎市放課後子ども総合プランについて

■事業比較

	こどもの家		放課後児童クラブ (児童育成センター)
	通常館 (5学区)	放課後子ども教室実施館 (38学区)	
位置付け	市独自事業	放課後子供教室事業 (文部科学省)	放課後児童健全育成事業 (厚生労働省)
対象児童	全ての児童		使用許可された留守家庭児童
料金	無料		月額 7,000円 ※おやつ代、早朝利用料は別途
開館時間	授業のある日 下校後～午後6時又は7時 長期休業日 午前8時又は10時～午後6時又は7時 ※ 各小学校の代休日や一斉下校(早帰り)にも対応 ※ こどもの家の開館時間によるため、学区ごとに異なる。		授業のある日 下校後～午後7時 長期休業日 午前8時～午後7時 ※ 早朝利用料によって、午前7時30分～8時の利用可 ※ 各小学校の代休日や一斉下校(早帰り)にも対応
休館日	日曜日・国民の祝日・ 12月29日～翌年1月3日		日曜日・国民の祝日・ 12月29日～翌年1月3日
職員	1人(指導員) ※指導員は安全な活動サポート	2人(指導員) ※指導員は安全な活動サポート	概ね児童40人につき2人(支援員) ※支援員は健やかな生活を支援する。
おやつ	無し		あり ※おやつ代 100円/回
施設	こどもの家		放課後児童クラブ専用施設 ※小学校教室や公共施設、民家を活用したクラブもある。
過ごし方	児童が自主的に活動する。	児童の自主的な活動を基本に、ボランティアの参画によって交流活動等を行う。	メリハリのある時間を過ごせるよう、支援員が過ごし方を考える。

1 岡崎市放課後子ども総合プランについて

■ おかざきっ子育ちプランについて・・・資料2参照

急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化など、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が制定されました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援サービスの量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格的にスタートしました。

新制度においては、市町村が地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズを把握し、5年間を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

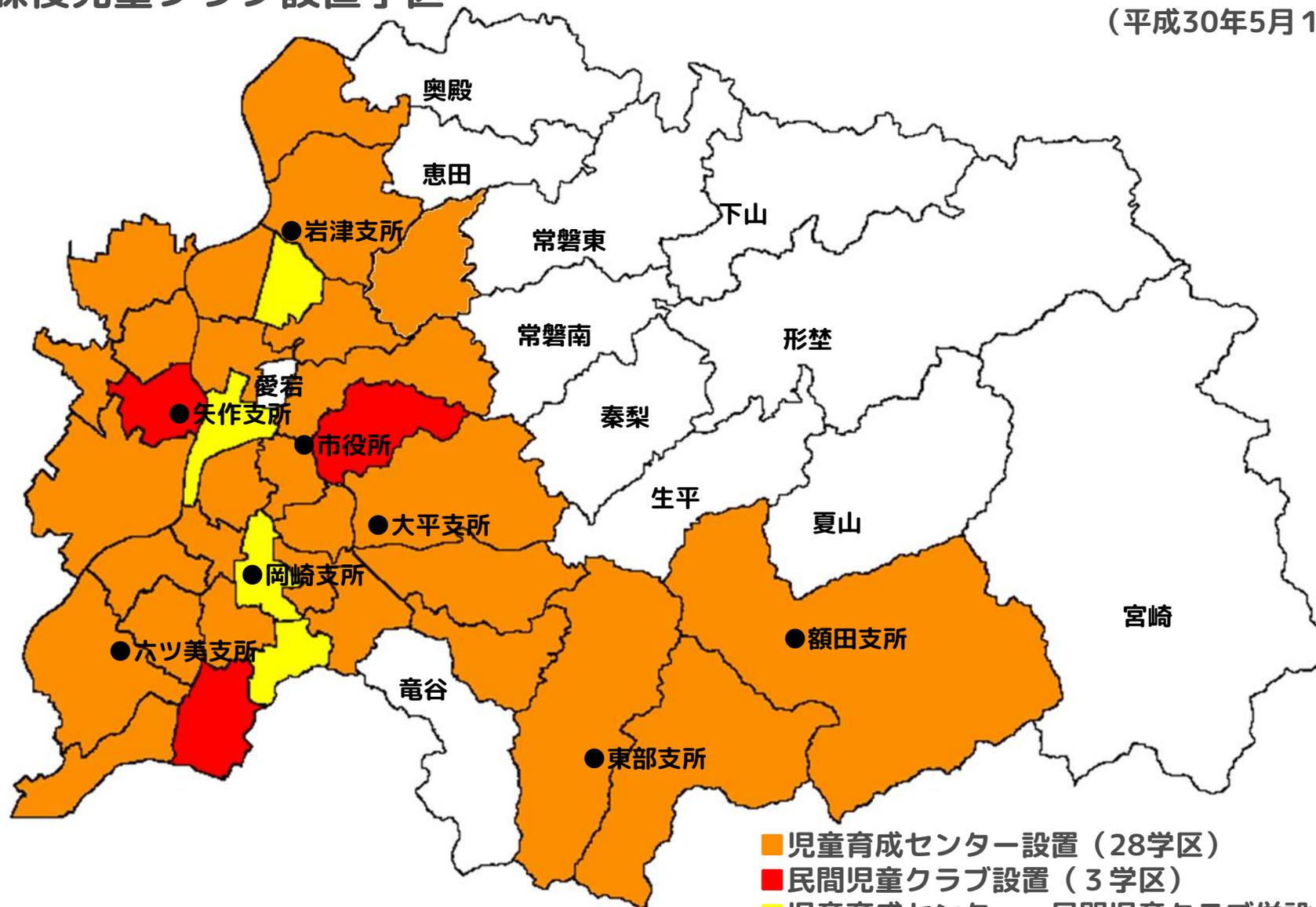
岡崎市では計画を「おかざきっ子育ちプラン」として定め、本市の実情に即した子育て環境の整備に取り組んでいます。



2 放課後児童クラブについて

■放課後児童クラブ設置学区

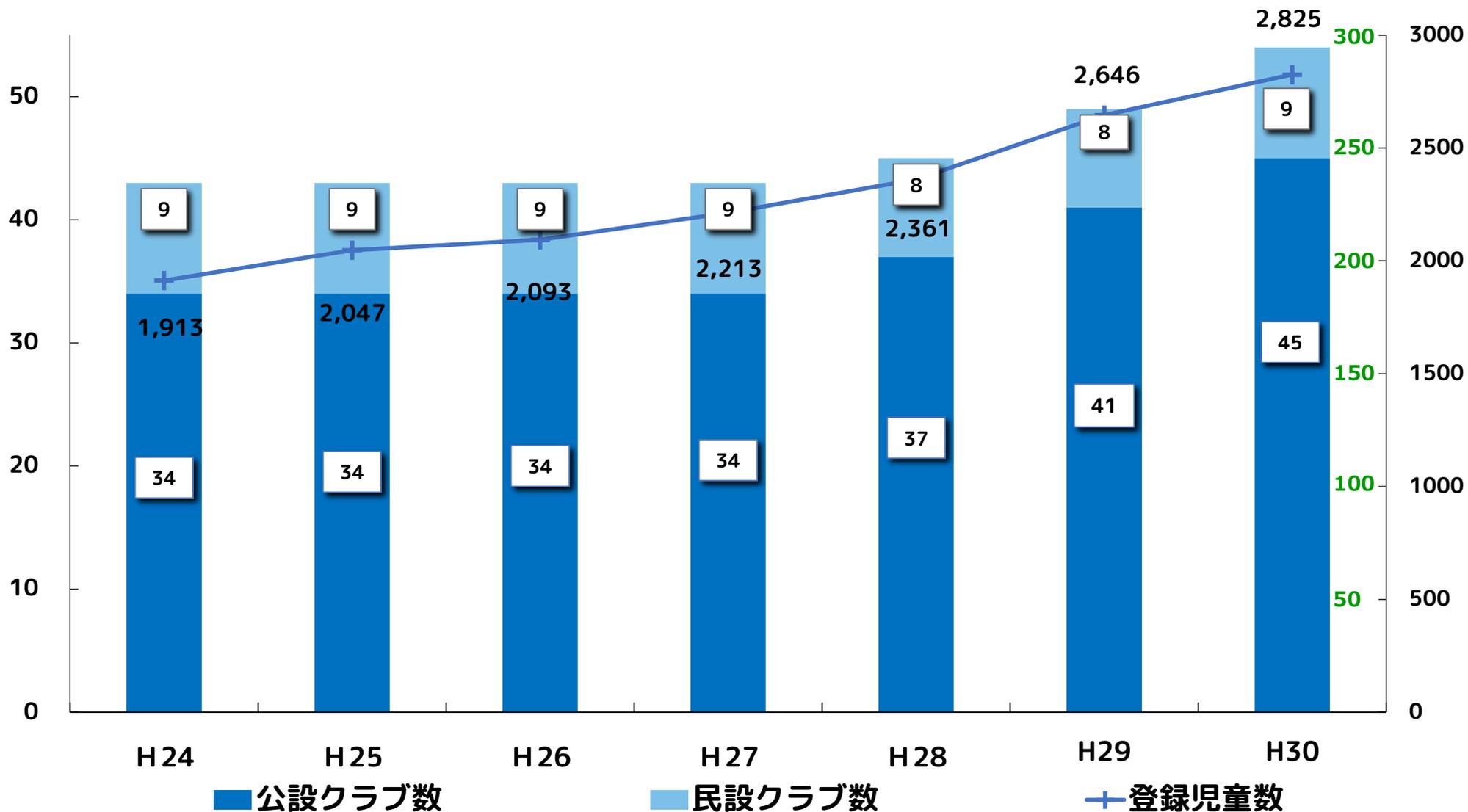
(平成30年5月1日時点)



- 児童育成センター設置 (28学区)
- 民間児童クラブ設置 (3学区)
- 児童育成センター・民間児童クラブ併設 (4学区)
- ※ 色無しは未設置 (12学区)

2 放課後児童クラブについて

■放課後児童クラブ実施状況の推移（毎年5月1日時点）

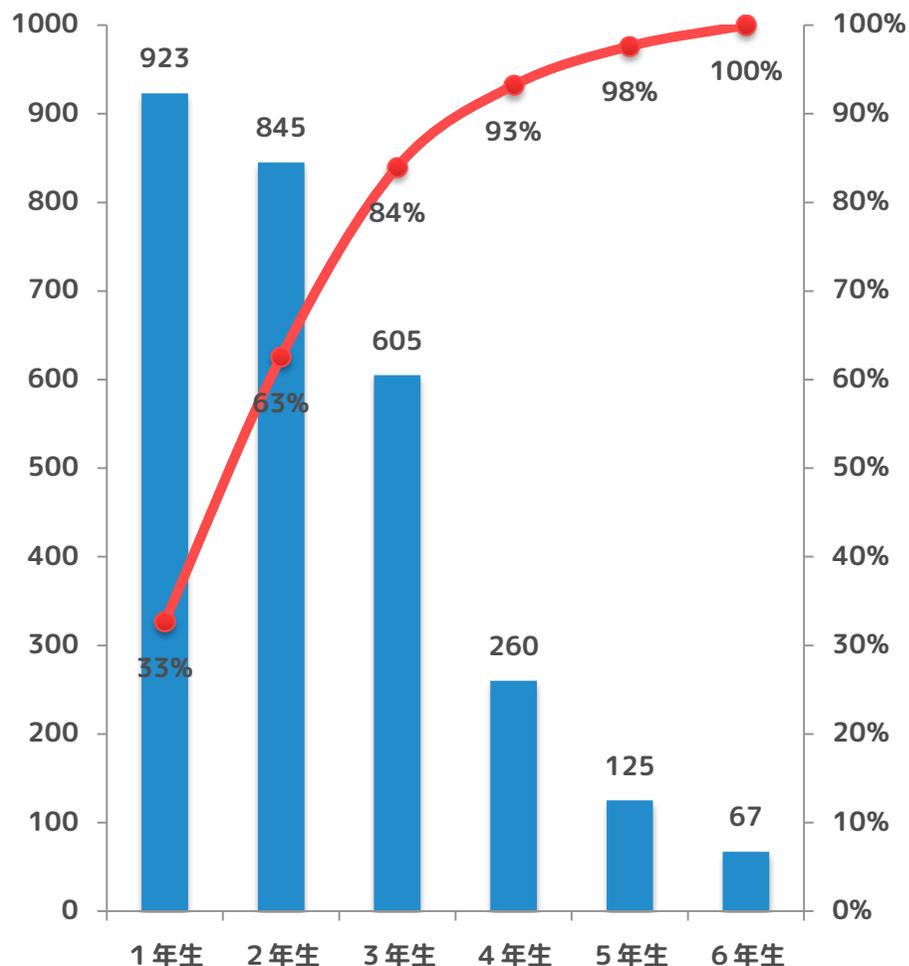


2 放課後児童クラブについて

■放課後児童クラブ学年別登録児童数

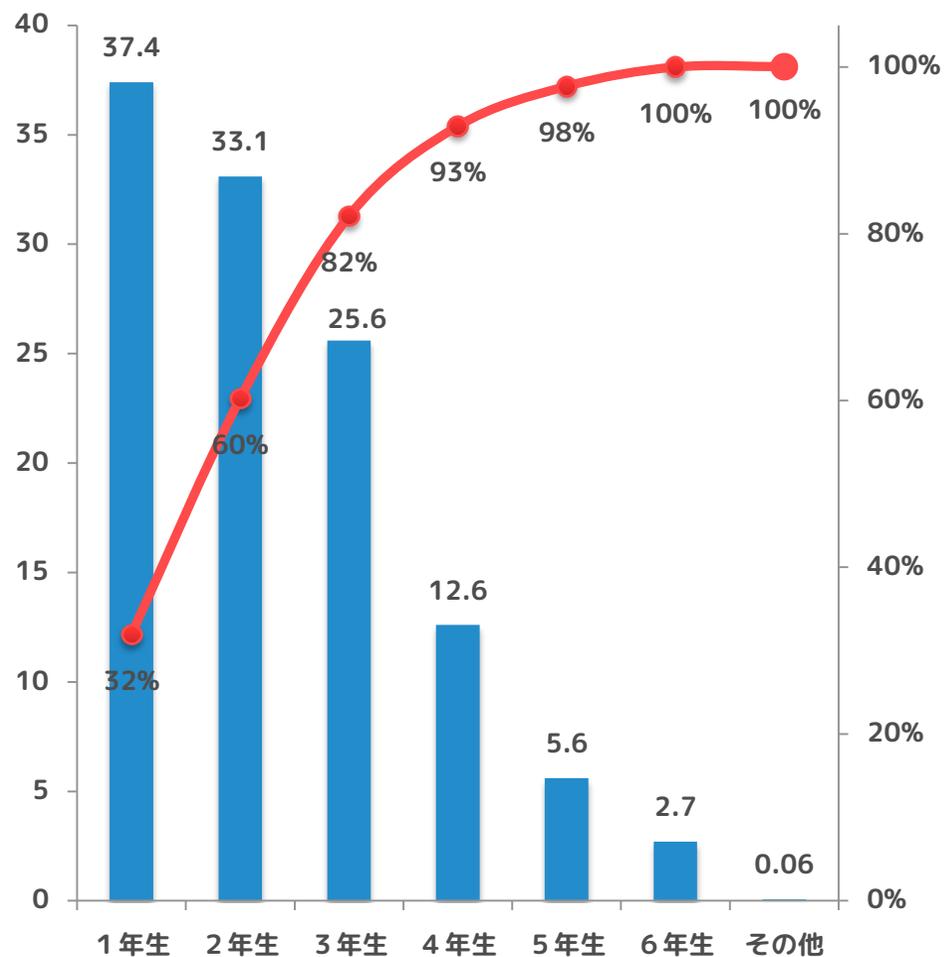
▼岡崎市の状況（平成30年5月1日時点）

(人)



▼全国の状況（平成29年5月1日時点）

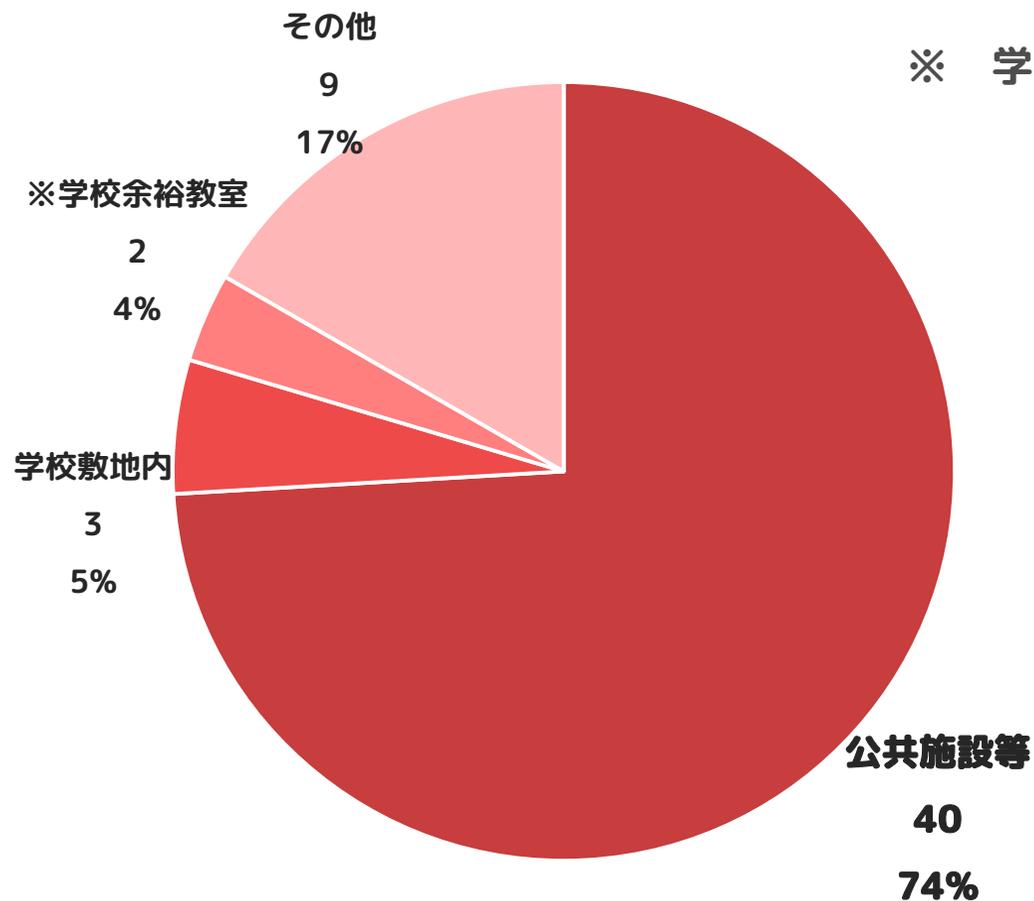
(万人)



2 放課後児童クラブについて

■放課後児童クラブの設置場所

▼岡崎市の状況（平成30年5月1日時点）



※ 学校教室の活用について・・・資料3参照

内訳

こどもの家敷地内（隣接地）専用施設：32
市有地内専用施設：2
市民ホーム内専用室：4
六名会館内専用室：2

2 放課後児童クラブについて

■放課後児童クラブの整備計画

●おかざきっ子育ちプラン（岡崎市子ども・子育て支援事業計画）における計画

平成27年度：竜美丘、井田、大樹寺、六ツ美西部、豊富
平成28年度：梅園、岡崎、広幡、矢作南、六ツ美北部
平成29年度：男川、細川、矢作北、北野、六ツ美南部
平成30年度：羽根、常磐

▶計画に対する整備の実績及び今後の見通し

平成27年度：井田、大樹寺、六ツ美西部
平成28年度：竜美丘、豊富、梅園、岡崎矢作南
平成29年度：六ツ美北部、細川、北野、常磐
平成30年度：男川（+六名）

平成31年度：矢作北、羽根、広幡、六ツ美南部（+城南）

赤字：整備計画はあるが、目途が立っていない学区

青字：予定年度を過ぎたが整備できる学区

緑字：整備計画にないが、追加で整備を予定している学区



3 放課後子ども教室について

■事業概要

放課後子ども教室は、「地域社会の中で、子どもたちの安全で健やかな居場所づくり」を実施することを目的とした、文部科学省が推進する事業

※ 平成16年度に開始した「地域子ども教室推進事業」が前身

全ての小学生を対象に、放課後をより充実させるため、地域ボランティアの方々との交流活動をはじめ、スポーツ・文化活動などに取り組むことを目指している。

●こどもの家の機能拡充により順次展開中

昭和60年代から岡崎市独自の施策として整備を進めてきた施設であり、放課後児童クラブや放課後子ども教室のような、国による位置付けはない。

▶ 既存のこどもの家への指導員追加配置や地域ボランティアの参画による見守り機能の強化によって、放課後子ども教室を展開

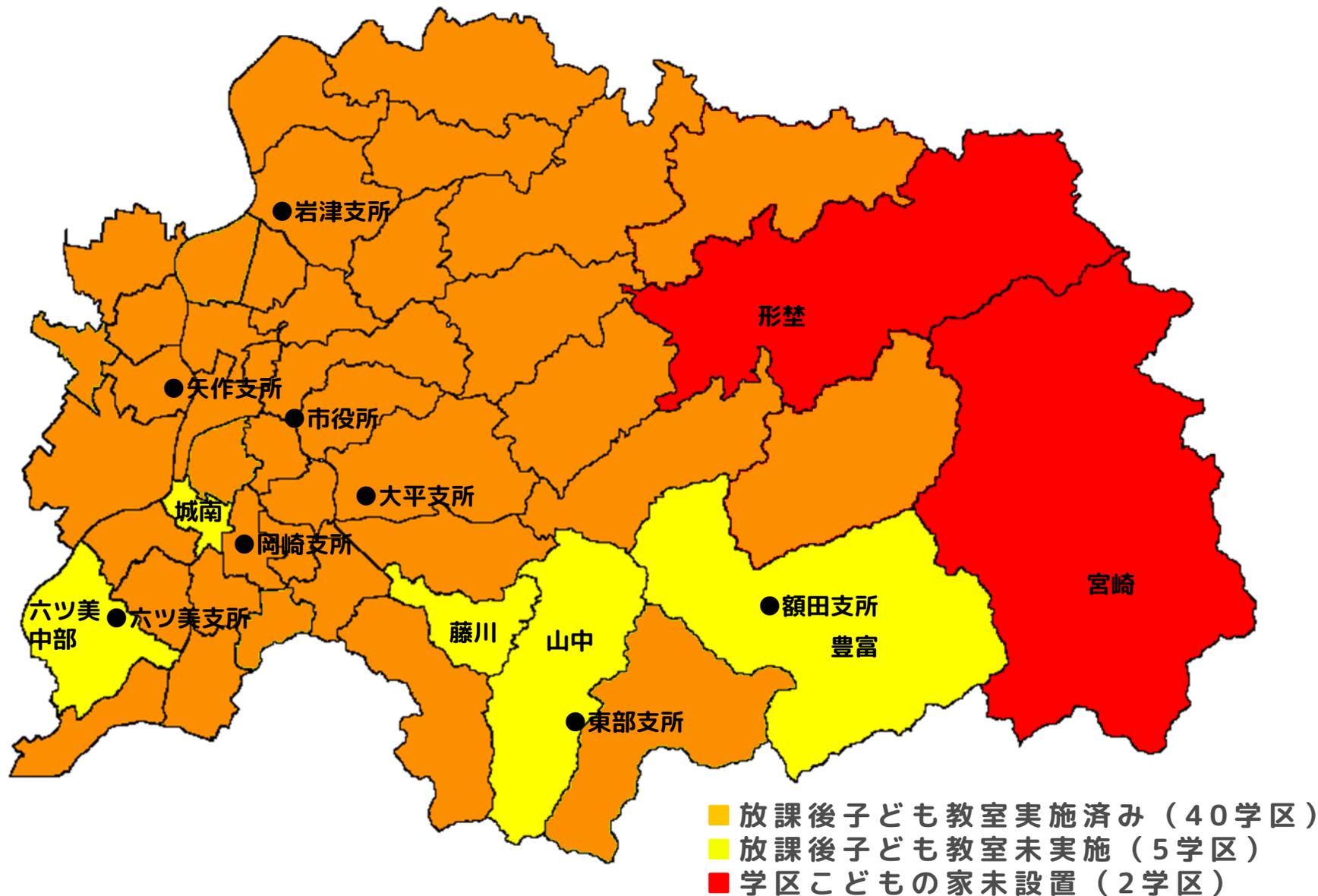
●留守家庭児童対策の一端を担う

放課後児童クラブを十分に整備できていない学区では、放課後子ども教室の実施時間を延長することで「児童の居場所」の機能をカバー

3 放課後子ども教室について

■放課後子ども教室実施状況

(平成30年5月1日時点)



3 放課後子ども教室について

■放課後子ども教室ボランティア参加回数

(平成30年4月実績)

活動内容		(回)																								(人)										
		愛岩	羽根	奥殿	岡崎	岩津	恵田	広幡	根石	細川	三島	小豆坂	上地	常磐	常磐東	常磐南	秦梨	生平	大樹寺	男川	梅園	美合	福岡	本宿	矢作南	矢作北	竜美丘	緑丘	連尺	六ツ美西部	六ツ美南部	六名	総計	担当ボランティア		
スポーツ	卓球					1		1	3																									5	3	
	その他のスポーツ運動			1			1						1	2		2																			7	3
ゲーム	囲碁	1																			1								1					3	2	
	将棋				1	2				21									1								1								26	5
	その他のゲーム	1	1													1						2						1						6	5	
工作・作品作り	紙工作										1		1						1								1			5				9	2	
	おもちゃ作り						1		1	1					1			1	1												1			7	1	
	折り紙																					1					1								2	2
	切り絵															1			1	1															3	1
	その他の工作・作品作り	1		1										4		1											1								8	2
文化活動	四字熟語								1										1				1							1		1		5	5	
	読み聞かせ			1			2																												3	1
	その他の文化活動								1			1				1	1	1						1			1								7	1
	活動補助																					4													4	1
	総計	3	1	3	1	3	4	1	6	22	1	1	1	7	2	5	1	3	4	1	1	6	2	1	1	2	2	1	1	6	1	1	95	33		

▶ 40学区のうち31学区でボランティアの参加があった。

3 放課後子ども教室について

■放課後子ども教室の展開

●おかざきっ子育ちプラン（岡崎市子ども・子育て支援事業計画）における計画

※ 学区こどもの家を活用して平成26年度までに15学区で実施済み

平成27年度：梅園、男川、岡崎、竜美丘、矢作北、六ツ美北部

平成28年度：美合、緑丘、羽根、広幡、岩津、小豆坂、北野

平成29年度：三島、連尺、常磐南、秦梨、竜谷

平成30年度：六名、大門、本宿、矢作西、上地

平成31年度：山中、藤川、六ツ美中部、城南、豊富

▼学区こどもの家未設置学区

形埜、宮崎、夏山、下山

▶計画に対する展開の実績及び今後の見通し

平成27年度：梅園、男川、岡崎、竜美丘、矢作北、六ツ美北部

平成28年度：美合、緑丘、羽根、広幡、岩津、小豆坂、北野

平成29年度：三島、連尺、常磐南、秦梨、竜谷

平成30年度：六名、大門、本宿、矢作西、上地、**夏山、下山**

平成31年度：**山中、藤川、六ツ美中部、城南、豊富、形埜、宮崎**

小学校施設を活用した放課後子ども教室として、平成30年4月下旬から試行実施中

赤字：展開予定はあるが、場所の目途が立っていない学区

青字：計画を前倒しで実施できた学区

(6) 放課後児童健全育成事業

事業概要

保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

▶ 提供区域

小学校区

施設数

児童育成センター(34箇所) 民間の児童クラブ(9箇所)

現況

平成22年4月に民営2クラブ、6月に公営1クラブが設置され、平成23年度以降利用の増加につながっています。法改正により4年生以上の高学年も利用対象に明確に位置づけられたことや女性の就労状態の変化、子どもを取り巻く社会環境の安全面への不安などから、今後の利用の増加が見込まれます。

利用実績の推移

単位(人)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
年間延べ利用者数	低学年	1,627	1,628	1,644	1,713	1,829
	高学年	112	107	173	200	218
合計		1,739	1,735	1,817	1,913	2,047

①全市の量の見込みと確保の内容

単位(人)

全体		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年	2,036	2,079	2,320	2,577	2,581
	高学年	360	454	568	659	668
	合計	2,396	2,533	2,888	3,236	3,249
確保の内容 予定利用者数合計		2,213 (43箇所)	2,361 (45箇所)	2,646 (49箇所)	2,761 (53箇所)	2,860 (58箇所)
放課後子ども教室対応		136	164	235	458	389
(+) -		47	8	7	17	0

平成27年度～平成29年度は、実績値

提供体制の考え方

全市的に事業供給量が不足している現状です。待機児童が多く生じると予想される学区や老朽化した施設を活用しているクラブのある学区など、合計17クラブの整備を予定しています。

ニーズの上昇により、事業供給量が不足している学区については、平成31年度以降も継続して整備を進めていきます。

施設の不足する学区においては、暫定的に1つのクラブを2グループの支援の単位に分割するなどし、安全を確保できる範囲で定員増を図ります。

量の見込みの少ない小学校区や定員を上回る学区については、放課後子ども教室事業との連携により、児童の居場所の確保を進めます。

平成29年11月1日 改訂

< 整備計画 >

放課後児童クラブ

平成 27 年度：井田、大樹寺、六ツ美西部学区

平成 28 年度：竜美丘、豊富、梅園、岡崎、矢作南学区

平成 29 年度：六ツ美北部、細川、北野、常磐学区

平成 30 年度：広幡、男川、矢作北、六ツ美南部、羽根学区

平成 31 年度以降、確保の内容が不足している学区について追加整備を検討

放課後子ども教室

平成 26 年度までに 15 学区で開設済み。平成 31 年度までに全 47 学区で実施予定

平成 27 年度 6 学区（梅園、男川、岡崎、竜美丘、矢作北、六ツ美北部）

平成 28 年度 7 学区（美合、緑丘、羽根、広幡、岩津、小豆坂、北野）

平成 29 年度 5 学区（三島、連尺、常磐南、秦梨、竜谷）

平成 30 年度 5 学区（六名、大門、本宿、矢作西、上地）

平成 31 年度 9 学区（山中、藤川、六ツ美中部、城南、豊富、形埜、宮崎、夏山、下山）

小学校区ごとの量の見込みと確保の内容

括弧内は放課後子ども教室対応数

H27、H29 は実績による。網掛け部分は、放課後児童クラブ未設置のため実績なし。

		H27		H29		H31			
梅園	量の 見込	低	高	65	1	98	13	103	29
		合計		66		111		132	
	受入定員		66		102 (9)		100 (32)		
	-		0		9 (0)		32 (0)		
根石	量の 見込	低	高	41	18	47	32	75	23
		合計		59		79		98	
	受入定員		75		79		75 (23)		
	-		16		0		23 (0)		
六名	量の 見込	低	高	86	10	119	27	113	26
		合計		96		146		139	
	受入定員		100		150		150		
	-		4		4		11		
三島	量の 見込	低	高	47	8	53	18	56	12
		合計		55		71		68	
	受入定員		55		65 (6)		65 (3)		
	-		0		6 (0)		3 (0)		
連尺	量の 見込	低	高	67	5	70	14	54	14
		合計		72		84		68	
	受入定員		67		71 (13)		75		
	-		5		13 (0)		7		
広幡	量の 見込	低	高	74	22	93	14	71	16
		合計		96		107		87	
	受入定員		72		81 (26)		130		
	-		24		26 (0)		43		
井田	量の 見込	低	高	137	20	118	32	127	33
		合計		157		150		160	
	受入定員		130 (27)		150		150 (10)		
	-		27 (0)		0		10 (0)		
愛宕	量の 見込	低	高	17	7	17	12	22	6
		合計		24		29		28	
	受入定員		25		29		30		
	-		1		0		2		
常磐南	量の 見込	低	高					22	4
		合計						26	
	受入定員		0		0		0 (26)		
	-						26 (0)		
藤川	量の 見込	低	高	26	9	25	17	31	8
		合計		35		42		39	
	受入定員		50		50		50		
	-		15		8		11		
山中	量の 見込	低	高	35	2	37	12	31	7
		合計		37		49		38	
	受入定員		50		50		50		
	-		13		1		12		
本宿	量の 見込	低	高	37	3	40	12	35	10
		合計		40		52		45	
	受入定員		50		50		50		
	-		10		2		5		
奥殿	量の 見込	低	高					10	3
		合計						13	
	受入定員		0		0		0 (13)		
	-						13 (0)		
恵田	量の 見込	低	高					4	1
		合計						5	
	受入定員		0		0		0 (5)		
	-						5 (0)		
細川	量の 見込	低	高	63	6	91	19	96	26
		合計		69		110		122	
	受入定員		66 (3)		90 (20)		100 (22)		
	-		3 (0)		20 (0)		22 (0)		
岩津	量の 見込	低	高	63	3	51	16	72	19
		合計		66		67		91	
	受入定員		64		65 (2)		65 (26)		
	-		2		2 (0)		26 (0)		
大樹寺	量の 見込	低	高	28	9	68	17	68	21
		合計		37		85		89	
	受入定員		45		79 (6)		95		
	-		8		6 (0)		6		
大門	量の 見込	低	高	60	6	81	14	89	24
		合計		66		95		113	
	受入定員		100		100		100 (13)		
	-		34		5		13 (0)		

平成 29 年 11 月 1 日 改訂

			H27	H29	H31
常盤東	量の 見込	低			6
		高			1
	合計			7	
	受入定員	0	0	0(7)	
-			7(0)		
常磐	量の 見込	低			26
		高			10
	合計			36	
	受入定員	0	0	50	
-			14		
竜美丘	量の 見込	低	86	78	104
		高	4	4	28
	合計	90	82	132	
	受入定員	66(24)	100	100(32)	
-	24(0)	18	32(0)		
羽根	量の 見込	低	80	87	84
		高	11	21	20
	合計	91	108	104	
	受入定員	79	82(26)	115	
-	12	26(0)	11		
岡崎	量の 見込	低	88	77	92
		高	21	9	22
	合計	109	86	114	
	受入定員	81(28)	100	110(4)	
-	28(0)	14	4(0)		
福岡	量の 見込	低	73	73	76
		高	34	44	19
	合計	107	117	95	
	受入定員	107	117	100	
-	0	0	5		
城南	量の 見込	低	27	46	65
		高	0	2	12
	合計	27	48	77	
	受入定員	50	50	65(12)	
-	23	2	12(0)		
上地	量の 見込	低	84	97	88
		高	20	30	22
	合計	104	127	110	
	受入定員	130	122	120	
-	26	5	10		
小豆坂	量の 見込	低	56	70	70
		高	13	16	19
	合計	69	86	89	
	受入定員	69	77(9)	80(9)	
-	0	9(0)	9(0)		
男川	量の 見込	低	77	77	75
		高	11	13	20
	合計	88	90	95	
	受入定員	65(23)	65(25)	100	
-	23(0)	25(0)	5		
美合	量の 見込	低	38	38	35
		高	15	23	9
	合計	53	61	44	
	受入定員	53	50(11)	50	
-	0	11(0)	6		
生平	量の 見込	低			7
		高			2
	合計			9	
	受入定員	0	0	0(9)	
-			9(0)		
秦梨	量の 見込	低			6
		高			1
	合計			7	
	受入定員	0	0	0(7)	
-			7(0)		
緑丘	量の 見込	低	64	88	74
		高	7	7	18
	合計	71	95	92	
	受入定員	67	68(27)	65(27)	
-	4	27(0)	27(0)		
竜谷	量の 見込	低	1	3	16
		高	0	0	4
	合計	1	3	20	
	受入定員	1	3	0(20)	
-	0	0	20(0)		

			H27	H29	H31
矢作東	量の 見込	低	60	54	78
		高	25	31	20
	合計	85	85	98	
	受入定員	85	85	80(18)	
-	0	0	18(0)		
矢作北	量の 見込	低	68	66	87
		高	7	13	23
	合計	75	79	110	
	受入定員	69(6)	66(13)	100(10)	
-	6(0)	13(0)	10(0)		
矢作西	量の 見込	低	33	42	39
		高	4	5	11
	合計	37	47	50	
	受入定員	50	50	50	
-	13	3	0		
矢作南	量の 見込	低	89	80	96
		高	7	11	27
	合計	96	91	123	
	受入定員	86(10)	91	90(33)	
-	10(0)	0	33(0)		
北野	量の 見込	低	44	66	67
		高	15	9	18
	合計	59	75	85	
	受入定員	65	65(10)	100	
-	6	10(0)	15		
六ツ美北	量の 見込	低	69	73	86
		高	9	13	22
	合計	78	86	108	
	受入定員	65(13)	65(21)	100(8)	
-	13(0)	21(0)	8(0)		
六ツ美中	量の 見込	低	17	24	30
		高	5	8	8
	合計	22	32	38	
	受入定員	50	50	50	
-	28	18	12		
六ツ美南	量の 見込	低	53	56	72
		高	11	15	20
	合計	64	71	92	
	受入定員	65	66(5)	100	
-	1	5(0)	8		
六ツ美西	量の 見込	低	62	88	84
		高	5	18	21
	合計	67	106	105	
	受入定員	65(2)	100(6)	100(5)	
-	2(0)	6(0)	5(0)		
豊富	量の 見込	低	21	29	26
		高	7	7	7
	合計	28	36	33	
	受入定員	50	50	50	
-	22	14	17		
夏山	量の 見込	低			2
		高			0
	合計			2	
	受入定員	0	0	0(2)	
-			2(0)		
宮崎	量の 見込	低			2
		高			1
	合計			3	
	受入定員	0	0	0(3)	
-			3(0)		
形埜	量の 見込	低			7
		高			1
	合計			8	
	受入定員	0	0	0(8)	
-			8(0)		
下山	量の 見込	低			2
		高			0
	合計			2	
	受入定員	0	0	0(2)	
-			2(0)		

括弧内は放課後子ども教室対応人数

H27、H29は実績による。網掛け部分は、
放課後児童クラブ未設置のため実績なし。

平成29年11月1日 改訂

課後子ども総合プランの推進

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を進めます。

【放課後子ども教室】

- ・ 地域社会の中で、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目的とする。
- ・ 地域ボランティアの方々との交流活動をはじめ、勉強やスポーツ・文化活動などに取り組み、充実した時間を過ごす。

対象：すべての児童
実施機関：学区こどもの家 など

【放課後児童クラブ】

- ・ 保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図る。

対象：留守家庭児童
実施機関：
児童育成センター・民間児童クラブ

連携し
一体的に
実施

ねらい

- ・ 放課後の安全・安心な居場所の確保
- ・ 保護者の就労状況によらない子どもたちの交流の場の提供
- ・ 放課後児童クラブの活動の幅の拡大

取り組みの方向性

- ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方が設置される学区（平成31年度で35学区の予定）については、双方の指導員が連携し、一緒にプログラムに参加できる体制を整えます。
- ・ 放課後子ども教室の開設のため、学区こどもの家の指導員の増員を進めます。
- ・ 児童数が少なく放課後児童クラブの設置のない学区については、少人数である強みを活かし、放課後子ども教室においてきめ細やかなサービスを提供することで代替機能を担います。

学校敷地内において放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施する平成31年度に達成されるべき目標事業量 2か所

連携体制

- ・ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設場所については、学校の余裕教室や地域の公共施設等の既存施設を有効活用できるよう、教育委員会や関連部局と連携して進めます。
- ・ 小学校の教室の活用を推進するため、教育委員会会議での説明を行うとともに、教育委員会と市長部局の間で確認書を交わし、施設利用方針や責任体制の明確化を図ります。
- ・ 総合教育会議等を活用して情報を共有するとともに、放課後子ども教室と放課後児童クラブのあり方を検討するための運営委員会を組織するなど、全市的な視点で放課後対策に取り組みます。

開設時間

- ・ 放課後子ども教室は午後6時までを基本とし、地域の実状に合わせ延長を検討します。
- ・ 放課後児童クラブは、現状、全クラブ午後7時まで開設しており、今後も現在の開設時間を維持していきます

小学校の教室を活用した児童育成センターの整備に係る確認書

岡崎市長(以下「甲」という。)と岡崎市教育委員会(以下「乙」という。)
とは、小学校の教室を活用した児童育成センターの整備に関し、次のとおり協
議する。

(基本的合意)

第1条 児童育成センターの新規整備、増設、移転等(以下「整備等」という。)
に当たっては、学校教育に支障が生じないことを前提として小学校の教室の
活用を検討する。

(教育財産の取扱い)

第2条 児童育成センターの整備等に当たっての教育財産の取扱いについて、
児童育成センターとして使用する教室は、目的外使用とする。

(校舎の区分、管理)

第3条 校舎の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校専用エリア(主として学校の児童・教職員等が使用するエリア)
- (2) 児童育成センター専用エリア(主として児童育成センター利用児童・放
課後児童支援員(以下「支援員」という。)等が使用するエリア)
- (3) 共用エリア(学校の児童・教職員等と児童育成センター利用児童・支援
員等が共用して使用するエリア)

2 施設・設備の維持管理等については、児童育成センター専用エリアは甲が、
学校専用エリアは乙が行うものとする。共用エリアは、原則として乙が行う
ものとするが、児童育成センターのみが開設している場合については、甲が
行うものとする。

3 警備については、児童育成センター専用エリアは甲が、学校専用エリアは
乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、児
童育成センターのみが開設している場合については、甲が責任を負うものと
する。

(学校既存設備の利用等)

第4条 児童育成センターの整備等に当たっては、児童育成センター利用児
童・支援員等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設する
ことなく、学校に既にある設備を使用するものとする。

2 児童育成センター利用児童・支援員等が使用する出入口については、原則
として児童育成センター専用エリアに設置するものとする。

(事故等に係る責任の範囲)

第5条 児童育成センターの開設時間内において、当日児童育成センターを利
用している児童に事故があった場合又は当日児童育成センターを利用してい

る児童及び支援員等に起因する事故があった場合は、甲が責任を負うものとする。

(光熱水費等の負担)

第6条 児童育成センター運営に係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、学校施設と分離できる場合は甲が、分離できない場合は乙が負担するものとする。

(教室不足により学校教育に支障が生じる場合の対応)

第7条 児童数の増加等により教室不足のおそれが生じ、児童育成センターとして使用している教室の返還を受けないと学校教育に支障が生じると判断される場合、乙は、甲に速やかに通知するものとする。

2 前項の通知を受けた場合は、甲は、児童育成センターとして使用していた教室を学校教育に支障が生じないよう速やかに返還するものとする。返還に当たっては、甲の責任で原状回復を行うものとする。

(学校運営に支障が生じる場合の対応)

第8条 児童育成センターを運営するに当たり、学校運営に支障が生じる場合は、甲及び乙が協議して改善するものとする。

(個別協議)

第9条 前各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例については個別に協議するものとし、協議事項については、毎年度書面で確認し合うものとする。

(疑義等があった場合の対応)

第10条 この確認書に定めのない事項及びこの確認書に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上の事項について、協議し合意したことを証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年5月14日

甲 岡崎市長 内田 康宏

乙 岡崎市教育委員会

岡崎市児童育成センターの整備に係る小学校教室の活用基準

児童育成センターを整備する必要がある小学校区において、平成27年5月14日付けで岡崎市長と岡崎市教育委員会が締結した「小学校の教室を活用した児童育成センターの整備に係る確認書」に基づく小学校教室の活用基準は、次のとおりとする。

1 前提

学区内にある他の公共施設等の児童育成センターとしての活用が困難な場合、この活用基準に基づき、小学校教室の活用を検討する。

2 教室の定義

この活用基準における教室の定義は、次のとおりとする。

- (1) 普通教室 学級ごとに割り当てられた通常の授業を受けるための教室
- (2) 普通教室型特別教室 少人数指導、通級指導、日本語教育指導等に活用している教室及び多目的室、会議室等で普通教室への転用が可能な教室
- (3) 特別教室 理科室、音楽室、図書室、図工室等で普通教室への転用に係る改修が困難な教室

3 普通教室又は普通教室型特別教室の活用

使用しないと見込まれる普通教室又は使用している普通教室型特別教室が次年度から6年間に渡り、5教室以上存在していると見込まれる場合は、当該教室の活用を検討する。

なお、普通教室又は普通教室型特別教室を活用する場合は原則1階にある教室とするが、当該教室の活用については、小学校の意向を尊重し、学校運営に支障が生じないようにする。

4 特別教室等の活用

長期休業中など、期間を限定して児童育成センターとして活用する場合は、学校の校舎内、敷地内又は隣接する場所に児童育成センターがあり、サテライト的に活用する場合に限るものとし、原則1階にある特別教室又は普通教室型特別教室の活用を検討する。

5 その他

児童数の増加、教育制度等によって教室の確保が必要な場合は、速やかに原状回復を行い、返還するものとする。